

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

- 印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

事業所に関する変更	事業所に関する変更												加算等										休止	再開	廃止			
	運営規程												LIFEへの登録	短期利用居宅介護費	職員の欠員による減算	若年性認知症利用者受入加算	看護職員配置加算	看取り連携体制加算	訪問体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算	科学的介護推進体制加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員ベースアップ等支援			
提出書類	氏法人の名称・住所・所在地・代表者の※注1	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	建物の構造・専用区画等	代表者に関する変更	2管理者に関する変更	3協力(歯科)介護支援専門員に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	※注4	登録定員・利用定員	従業者※注5	利用料	通常の事業実施地域														
変更届出書(様式第3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△				
運営規程の新旧対照表(参考様式12)※注8	△				△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			
運営規程※注8	△				△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
法人の登記事項証明書	○																											
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式3)【変更日から4週間分】					△	○	○					○	○			●	○	●	●	●					○			
誓約書(参考様式1)※注9	△					○																						
事業所一覧(参考様式15)※注10	○	○																										
経歴書(参考様式2)※注11・12						○	○																					
研修修了証の写し(認知症対応型サービス事業開設者研修等)						○																						
研修修了証の写し(認知症介護実践者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修等)						○																						
研修修了証の写し(認知症介護実践者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修)							○																					
資格証明書(写し)(氏名の変更がある場合は、戸籍抄本等の変更内容が確認ができるものを添付)							○											●										
辞令、雇用契約書又は労働条件通知書等の雇用関係がわかるもの							○	○																				
協定書、契約書等の写し(協力医療機関については、診療科目が分かるものも添付)								○																				
・平面図(参考様式5)【変更前の図面も添付】 ・主要な場所の写真(参考様式8)					○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの(不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等)					△						○																	
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算様式1)																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(加算様式2)【変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること】																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
各種加算体制届出書(加算別紙17)※注14																●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
サービス提供体制強化加算計算書(加算別添17-1)																			●					●				
廃止・休止・再開届出書(様式第9)																										○	○	○
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類 ・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書(参考様式13) ・職員の募集広告等																										○		
・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書(参考様式13) ・指定(更新)通知書の原本																											○	
業務管理体制に係る届出書※注15	△	△																										△
老人福祉法の届出※注16	○				○	○	○		○	○	○				○											○	○	○

注1) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注2) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注3) 介護者人福祉施設、介護者人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要に変更があった場合は、届出が必要です。

注4) この一覧に記載の書類に加えて提出書類があります。詳しくは、市ウェブサイト「【重要】新規指定等における建物の建築基準法及び消防法の適合確認について」(ID:1038890) を参照してください。

注5) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する従業員の「員数」の取り扱い (ID:1038883)」を参照してください。

注6) 本質変更は特例措置があります。詳しく述べ、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する從業員の「賃金」の取り扱い」を確認してください。

注7) 休止届は、ねむを得ず人員基準等を満たさなくなってしまったが、法人として事業継続の意図を有する場合における届出であり

状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。

注8) 各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表とともに

注9) 介護予防サービスを行っていない場合は別紙③を、介護予防サービスを行っている場合は別紙④を提出する。

なお、住所及び氏名の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注10) 同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一宮市内すべての事業所の一覧を添付してください。

注11) 住所及び氏名の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注12) 管理者については、認知症高齢者の介護従事経験が3年以上必要です。

注12) 管理者については、認知症高齢者の介護従事経験が3年以上必要で、
注13) 敬語文具の文面から文具滅の場合は、注付する必要はあります。

注13) 登録定員の変更または定員減の場合は、添付する必要はありません。

注14) この一覧に記載の必要書類とともに、各種加算体制届出書（加算別紙17）に記載

注15) 市ウェブサイト「業務管理体制について (ID: 1038877)」を確認してください。

注16) 市ウェブサイト「老人福祉法等に関する届出について (ID : 1036841)」を確認の上、併せて提出してください。